

受 理 番 号	件 名
陳情第 3 号	安全保障法制法案に反対する意見書採択を求める陳情
付 託 委 員 会	総務委員会

集団的自衛権行使を可能にする「安全保障法制2法案」が国会に提出されました。その名も「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」です。前者は、例えば「周辺事態法」を「重要影響事態法」として自衛隊の活動の地域的制限をなくしてどこにでも行けるようにするなど、安全保障に関する既存の10法を一括して改正し、日本を「戦争できる国」に変える法案であり、後者は、自衛隊を海外に派遣するときその都度「特措法」として時限立法しなければならなかったのを改め、いつでも他国軍を支援できる「恒久法」にしてしまう法案です。

これらは、自衛隊のあり方をこれまでとは全く違うものにし、「同盟国」の要請でどこにでも行って武力を行使する「軍隊」にするものにほかなりません。

憲法9条と専守防衛のもと、戦後70年にわたって1人の戦死者も出さずに来た我が国のあり方を大きく変えるものであり、国内外で大きな議論が巻き起こっています。自民党の重鎮であった方々も懸念を表明されています。

安倍首相は「戦争はしない」「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対にない」「自衛隊のリスクは変わらない」などと、繰り返し強弁していますが、それならばどうしてこのような法律をつくる必要があるのでしょうか。朝日新聞の世論調査で68%の方が「納得できない」と答えているのに、国民にまともに説明もしないまま、この国会での成立を急いでいるのはなぜなのでしょう。

安倍首相は、まだ国会に法案を提出してもいないうちにアメリカへ行って、これを夏までに成立させると約束しました。そして着々とそれを実行しているのです。こんな国民不在の政治があるのでしょうか。

坂道を転げ落ちるように戦争への道をたどっている日本の今の状況に、

私たちはいたたまれない思いです。戦争へ向かうとなれば，地方自治体も無関係ではられません。市民の暮らしを守ることを最優先にするべき自治体の役割が後退させられることがないように，調布市議会が，政府並びに国会に対し，次の2点を求める旨の意見書を採択することを要望します。

- 1 法案の撤回・廃案，少なくとも今国会での採択をしないこと。
- 2 その上で，広く国民的議論を尽くすこと。